

# 令和7年度 就学援助制度について

市では、経済的な理由や罹災等により就学が困難な状況にある児童生徒に対して、給食費や学用品費など、学校での学習に必要な経費の全部又は一部を援助する制度を行っています。この制度の適用を受けるためには、毎年、受給申請を行い、認定を受ける必要があります。また、新入学用品費のみ、小中学校入学前に援助（入学準備金）を受けることができます。

## 1. 申請できる方

次の(1)、(2)のどちらかに該当する方が対象となります。

- (1) 南相馬市に住所を有し、各小中学校に在学している（する予定の）児童生徒の保護者  
→下の表No.1～9いずれかの申請理由に該当する方が対象です。
- (2) 東日本大震災により南相馬市外から区域外就学をしている（する予定の）児童生徒の保護者  
→下の表No.8の申請理由に該当する方が対象です。

No	申請理由（申請対象）	申請書に添付する証明書類等
1	生活保護を受けている（要保護）	・なし
2	生活保護認定を廃止又は停止された ※令和6年4月2日以降	・保護廃止（停止）決定通知書の写し
3	18歳以上の世帯員全員が、地方税法第295条第1項による市町村住民税非課税である	・課税所得証明書（世帯用）
4	災害等により市民税、個人事業税、固定資産税又は国民健康保険税が減免されている（ <u>東日本大震災又は原子力災害による減免を除く</u> ）	・減免通知書の写し
5	20歳以上の世帯員全員が国民年金の保険料の免除（法定免除、申請免除）を受けている方 <u>（東日本大震災又は原子力災害による免除を除く）</u>	【法定免除】 ・年金証書の写し
		【申請免除】 ・免除決定通知書の写し
6	児童扶養手当を受けている	・証書の写し ※児童手当・特別児童扶養手当は対象外
7	経済的に困窮していて、世帯所得が基準以下	・課税所得証明書（世帯用）
8	東日本大震災により就学が困難になった場合で、世帯所得が基準以下  ※避難先に定住または定住する意思のある方は、対象となりません。 ※申請する際に、申請書に現在の経済状況を記入してください。	・課税所得証明書（世帯用） ・次の理由別に書類を追加で添付等すること
		【原発事故（旧警戒区域、旧計画的避難区域）による避難】 ・被災証明書の写し
		【自宅の被災】 ・罹災証明書の写し（半壊以上） 【被災による影響で、所得が基準以下】 ・申請書に被災の経過を具体的に記入すること
9	激甚災害等（令和元年台風第19号等）により就学が困難になった場合で、世帯所得が基準以下	・課税所得証明書（世帯用） ・罹災証明書の写し（ <u>床上浸水以上</u> ）

### ※※ 注意事項 ※※

要件7～9添付書類の課税所得証明書は、申請する時点で交付が可能な最新のものを、所得が無い方を含めて世帯員全員分添付してください。（18歳未満の世帯員分は提出を省略可）

- 令和7年6月中旬までの申請→令和6年度（令和5年）分の課税所得証明書
- 令和7年6月下旬以降の申請→令和7年度（令和6年）分の課税所得証明書

## ※ 所得の基準額

世帯全員の合計所得額が市の定める基準額以下であることが認定条件です。

**参考例** ※次の額は、世帯人数ごとの認定となる基準額（目安）です。

世帯人数 (小⇒小学生、中⇒中学生)	2人世帯 (小1人)	3人世帯 (小1人)	4人世帯 (小1人、中1人)	5人世帯 (小2人、中1人)	6人世帯 (小2人、中2人)
世帯所得合計額 (認定となる基準額)	2,186,000円	2,365,000円	2,922,000円	3,387,000円	4,057,000円

注1 上記世帯人数による認定となる基準額については、目安であり家族構成や年齢によって変わります。

注2 世帯全員（人数）とは、血縁であるなしに関わらず、同居している方全員のことを指します。

また、保護者等の家計を支えている方が、単身赴任等により別居している場合も、同一世帯とみなします。

「所得」とは、給与所得者の場合は源泉徴収票の給与所得控除後の額、自営業者の場合は売上から必要経費を差し引いた額です。

## 2. 援助の内容

対象経費	対象経費の範囲	援助額(年額)	対象学年	備考
学校給食費	学校給食費の実費額	実費 学校給食費分	全学年	年度中途の認定の場合及び返納金の算出額は、日割計算
通学に要する交通費	通学距離が片道4km以上(中学生は6km以上)で公共交通機関を利用した場合、定期券または回数券の購入費	実費 定期券等購入費用(領収書要)	全学年	年度中途の認定の場合は、認定の日以降の購入額
学用品購入費	通常必要とする学用品を購入するための経費	定額 小学校 11,630円 中学校 22,730円	全学年	年度中途の認定の場合及び返納金の算出額は、月割計算
通学用品購入費	小学校又は中学校の第2学年以上の児童生徒が通学用品を購入するための経費	定額 小学校 2,270円 中学校 2,270円	2学年以上	4月1日付け認定児童生徒である者に限る
新入学学用品購入費	新たに入学する者が通常必要とする学用品等の購入に要する経費	定額 小学校 57,060円 中学校 63,000円	1学年	4月1日付け認定児童生徒である者に限る
修学旅行費	修学旅行に参加するために直接必要な交通費、見学科、宿泊料等の合計額	実費上限額 中学校 60,910円	在学中1回	修学旅行実施時に認定生徒である者に限る
校外活動費(宿泊なし)	遠足等の校外活動に直接必要な交通費、見学科の合計額の一部	実費上限額 小学校 1,600円 中学校 2,310円	全学年	校外活動実施時に認定児童生徒である者に限る。
校外活動費(宿泊あり)	宿泊活動に直接必要な交通費、見学科の合計額の一部	実費上限額 小学校 3,690円	全学年	宿泊活動実施時に認定児童である者に限る。
体育実技用具費	体育(柔道・剣道)の授業の実施に必要な体育実技用具で、当該授業を受ける生徒全員が用意することとされている用具の購入費 ただし、柔道着又は剣道防具一式のうち、いずれか1つ	実費上限額 中学校 柔道 7,650円 剣道 52,900円	全学年	経費の発生時に認定生徒である者に限る。 ※体育の授業で使用するのが対象
クラブ活動費	クラブ活動(課外の部活動含む)の実施に必要な用具の購入費や活動上必要となる費用等で、当該活動を行う児童生徒が一律に負担することとなる経費	実費上限額 小学校 2,760円 中学校 30,150円	全学年	経費の発生時に認定児童生徒である者に限る。
PTA会費	学校、学級、地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担することとなる経費	実費上限額 小学校 3,450円 中学校 4,260円	全学年	経費の発生時に認定児童生徒である者に限る。
児童会生徒会費	児童会費、生徒会費(学級費、クラス会費含む)として一律に負担することとなる経費	実費上限額 小学校 4,650円 中学校 5,550円	全学年	経費の発生時に認定児童生徒である者に限る。
卒業アルバム代	卒業アルバム代及び卒業記念写真等の購入費	実費上限額 小学校 11,000円 中学校 10,000円	6学年 3学年	当該経費支給時期(3月)に認定児童生徒である者に限る
オンライン学習通信費	学校の指示等で自宅においてタブレット等でオンライン学習した場合の通信経費(月内で1回以上実施した場合に、月1,500円支給)	実績上限額 小学校 15,000円 中学校 15,000円	全学年(世帯毎)	実施時に認定児童生徒である者に限る。
医療費	伝染性疾病または学習に支障をきたすおそれのある次の疾病の治療費 トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病	実費 保護者負担分	全学年	経費の発生時に認定児童生徒である者に限る

注1 教育扶助を受けている生活保護受給世帯(要保護)については、「修学旅行費」と「医療費」のみ援助対象です。  
注2 支給時期は、6月、11月、3月の年3回に分けて支給予定です。(予告なく変更となる場合があります)  
注3 支給方法は、市から保護者名義口座へ振り込まれます。(給食費及び学校へ滞納している経費がある場合を除く)

## 3. 申請方法

申請書は、市内の各学校に備えてあります。また、申請する場合は、**申請時点でお子様<sup>が</sup>在学している学校へ下記の書類を提出してください。(来年度小学校入学予定や市外から転入学予定の場合は、入学予定の学校に提出してください)**

- (1) 就学援助受給認定申請書兼世帯票(様式第1号)
- (2) 本援助費の振込希望先の口座情報を確認できる書類(通帳の写し等)
- (3) 申請理由に応じた証明書類(表面の「1. 申請できる方」を参照)

申請内容を審査し、学校を通じて「認定」または「非認定」のお知らせをします。

- 注1 お子さまが2人以上いる場合で、同じ学校へ通っているときは、在学している学校へ1通提出することとし、小学校と中学校に在学しているときは、それぞれの学校に各1通を提出してください。  
注2 虚偽の申請や途中で認定要件から外れた場合は、認定を取り消し、支給金をご返還いただく場合があります。  
注3 過年度分の申請受付や支給は行っておりません。

## 4. 申請時期

- (1) 令和7年4月当初認定分の申請推奨時期は、**令和7年2月19日(水)まで**です。
- (2) 以降の申請も可能です。ただし、年度途中の場合は、原則申請のあった月の認定となり、一部の援助する経費が減額支給となります。

## 5. 小中学校入学前支給(南相馬市立の学校のみ)

本援助費のうち、新入学用品費のみ、小中学校入学前に支給しています。

➤ **小学校入学前支給**：申請書の専用欄に☑を入れて、**令和7年2月19日(水)までに**学校に提出してください。(期限後の提出、または添付書類の不備等がある場合は、支給されません)

- ・対象者：新小学1年生となる予定の児童保護者(要保護者除く)
- ・結果通知：入学前支給分の「認定」または「非認定」通知は、市から直接保護者に送付します。
- ・支給方法：3月頃に申請書に記入した指定口座に振り込まれます。

➤ **中学校入学前支給**：在学している小学校もしくは教育委員会にお問い合わせください。

